

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成25年度 「市の債権事務の執行について」
- 平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
- 平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
- 令和元年度 「子ども・子育て支援に関する事務の執行について」
- 令和2年度 「学校教育に関する財務事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和3年9月17日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。
- イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。
- ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部 生産振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(65 頁) 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (預託額の設定について (営農資金預託金)) 市から農協への預託金額は 1 億円となっており、これは制度開始年度より同額である。直近 9 カ年での融資枠に対する利用割合は最大でも平成 27 年度における 40%程度であり、預託額である 1 億円を大幅に下回っている状況が継続しているが、推移が継続している状況を鑑みれば、実績状況を把握した上での預託額の設定や、実績が伸びない場合の対応等に少なからず問題があったものと考えられる。したがって、今後は、適切な預託額の設定、対応力の強化に努める必要がある。</p> <p>(66 頁) 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (融資条件の見直しについて (営農資金預託金)) 農業者等への貸付金の融資期間は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 30 日まで、償還方法は元利一括償還とされており、農業者等の資金ニーズが農業機械購入や倉庫建設資金等の長期性の設備資金が主体であることを考えればミスマッチが生じている。このような状況に対して、農協は、市への預託金は年度末に一括返還するものの、農業者等からは、その取得した資産の年間償却分のみ返済してもらい、その残額については減額書換、毎年新たな金銭消費貸借契約書を締結することで対応している。また、</p>	<p>[当該事項が発生した原因] いわき市営農資金融資要綱は、運転資金等の短期貸付を想定して制定されたものだが、近年の農業者等の資金需要は大型農業機械等の長期貸付が主体となってきており、現在のいわき市営農資金融資要綱の融資条件が、農業者の資金需要の実情に十分に対応出来ておらず、当該制度資金の利用者が減少し、利用実績の向上が図られなかったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] いわき市営農資金の主旨は、播種・定植してから作物ができて収入を得るまでの運転資金等の短期貸付を想定しているものだが、令和元年東日本台風や先般の新型コロナウイルス感染症の影響により、被害を受けた被災農業者の営農再建等にも、当該資金が有効であり、新たな需要が見込まれると思料されます。 このことから、今後、想定外の災害等で被災した多くの農業者等に速やかに対応するためにも、現預託金額については、現状を保持することとします。 利用実績に対する対応力の強化という面では、市HPへの掲載や、令和 3 年 7 月に設置された、新規就農希望者に伴走型支援を行ういわき地域就農支援センターにチラシを掲示し、必要に応じて案内するなど、当該制度の周知を図りながら利用向上に努めているところであります。 また、融資条件については、当課において、融資期間を複数年にするなど見直しを検討し、制度改正案を提示しながら、預託先と協議を進</p>	

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>その際には農協、農業者等ともに印紙税の負担が発生している。以上のような状況から現在の融資条件の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>めてきました。</p> <p>協議の結果、融資期間を複数年と期限を決めてしまうことで、「毎年の返済金額について、その年の経済状況による柔軟な対応ができなくなる」「期限内に返済しきれなかった場合、信用性という面から、以後、他の制度資金を借りづらくなる」など、農業者等にとってデメリットの方が大きいため、預託先から現行の制度内容を継続していきたい旨の要望があり、農業者等の不利益にならないよう現行の制度内容を継続することとしました。</p> <p>当該制度については、今後も農業者等にとって利用しやすい制度とするため、預託先とのさらなる協議に努めます。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部 林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(110 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(特別防除の薬剤散布時の地上作業部分の契約について (森林病虫害等防除事業費))</p> <p>春、秋の伐倒駆除・燻蒸の他、薬剤散布も行われている。この中で特別防除のための散布事業があるが、内訳は地上作業部分と空中作業部分に分かれている。両者とも随意契約としているが、地上作業の主たる作業内容は、「薬剤の搬入・調合・運搬、ヘリポートの設置、警告板の作成・設置、連絡調整」があげられ、また実施状況の写真を見るに限りにおいては、随意契約の理由とするまでの積極的理由に乏しいものと考えられ、地上作業部分に関しては入札とすることを検討すべきと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>地上作業は、薬品の取扱い、空中散布を行うヘリコプターとの連携及び、道路の交通規制など、空中散布作業を事故のない安全な作業とするため、十分な対策をしなければならず、全く経験のない業者へ委託することは、安全で円滑な作業が確保できないおそれがあることから、競争入札には適さないと判断していたため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>意見を踏まえ、令和 3 年度の地上作業について、いわき市入札参加有資格者名簿に松くい虫防除事業の登録のある業者に対し、当該作業に必要な機器 (薬剤調合用容器 (総容量 500ℓ以上)、希釈水用プール (総容量 10,000ℓ以上 (複数組み合わせを含む))、薬剤攪拌及びヘリコプター搭載用器材 (ポンプ、パイプ等)) の有無及び作業の実施可否をアンケートにより確認した結果、実施可能と回答した業者が 1 者のみであったため、その業者と随意契約を締結したところである。</p> <p>今後も、作業の安全対策を考慮したうえで、アンケートによる対応の可否を登録業者に確認し、対応可能な業者数が複数となった場合は、競争入札により対応してまいります。</p>	